

ロシア向け投資、長期貸付等の禁止措置の概要(2024年4月10日現在)		
財務大臣の許可を要する。	対象行為	対象事業
	右の対象事業に係る、居住者による対外直接投資 例えば、 - 外国法人の10%以上となる株式又は出資の取得に係る証券の取得 - 10%以上の株式又は出資を有する外国法人の発行に係る証券の取得 - 10%以上の株式又は出資を有する外国法人に対する金銭の貸付(貸付期間が1年を超えるものに限る。) - 役員の派遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供という関係がある外国法人への出資・長期貸付 - 外国における支店、工場その他の事業所の設置・拡張に係る資金の支払い	ロシアにおいて行われる事業 ロシア法人(*)・ロシア法人に実質的に支配されている法人によるロシア外の外国において行われる事業 *ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。
	右の対象事業に充てるための、居住者による日本から外国へ向けた支払い	居住者が、他者と共同して設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動 居住者が、以下の者と共同して設立する組合その他の団体による外国における事業活動 (a) ロシアに住所・居所を有する自然人 (b) ロシアの法令に基づいて設立された法人その他の団体(ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。) (c) (a)又は(b)に実質的に支配されている法人その他の団体
対象行為	対象事業	
経済産業大臣の許可を要する。 居住者による特定資本取引(貨物の輸出入や工業所有権の移転等に伴ってその代金・対価の決済の一環として行われる長期(1年を超えるもの)の金銭貸借や保証契約等の取引)のうち、右の対象事業に係る対外直接投資に該当するもの	・ロシアで行われる事業 ・ロシア法人(*)・ロシア法人に実質的に支配されている法人によりロシア外の外国において行われる事業 *ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。	